



令和8年4月1日より開始 手数料納付方法のご案内



島根県では、これまで申請等手数料の納付を県収入証紙にて行っていましたが、県民の皆様の利便性の向上等を考慮し、令和8年3月31日に県収入証紙の販売を中止、新たな方法により手数料の収入を行うこととなりました。

なお、県収入証紙は令和8年9月30日まで手数料の支払いに使用することが可能であり、未使用の県収入証紙は令和13年3月31日まで還付することも可能です。

また、松江市・島根県共同設置松江保健所は従来通り現金による納付のみ(一部除く)です。

【令和8年4月1日からの収入方法】

1. オンラインでの納付

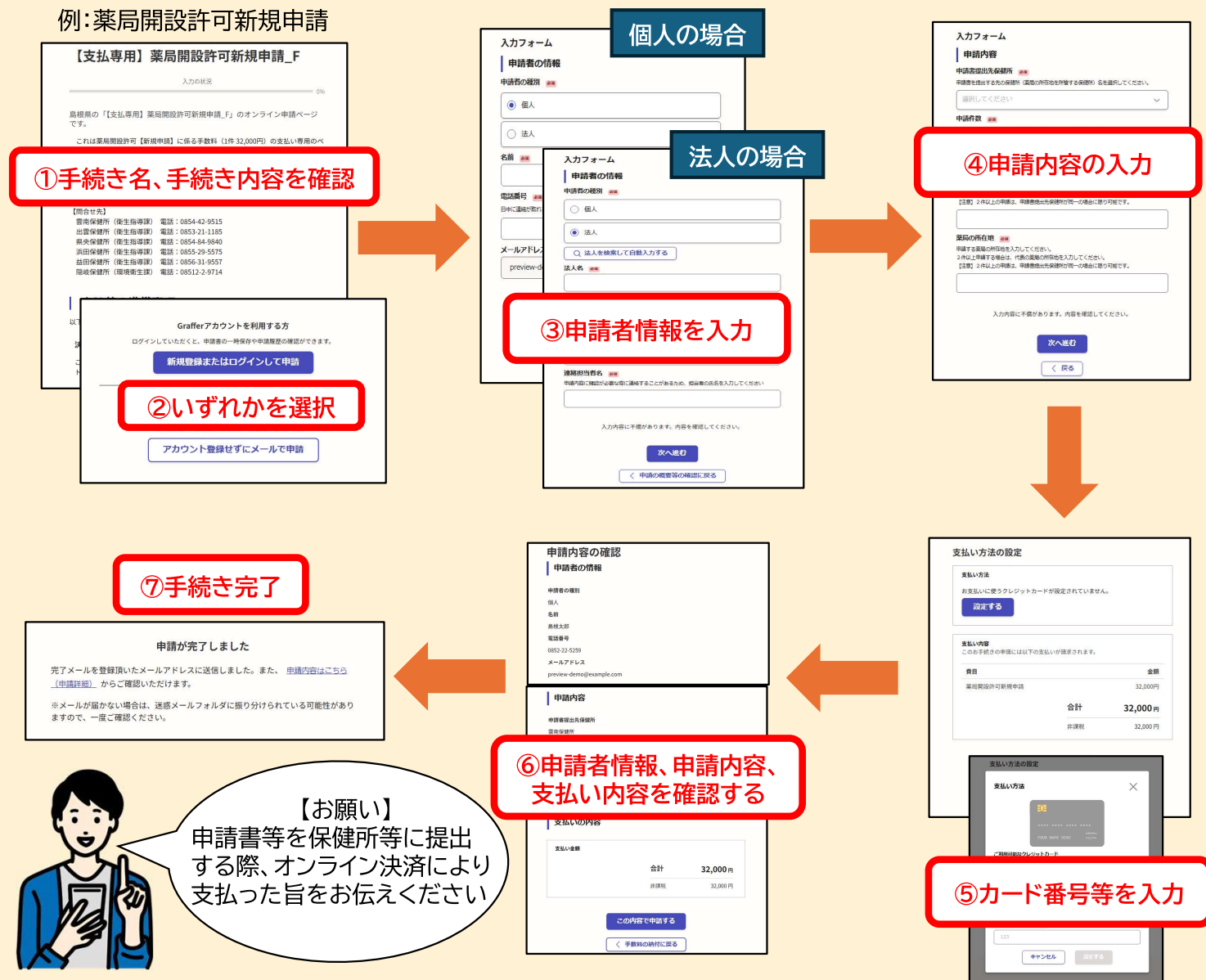
- ・パソコンやスマートフォンからオンラインで「しまね電子申請サービス」を利用して納付
- ・クレジットカードのみに対応
(VISA、Master、American Express、JCB、Diners_Club)



<手続きの流れ>

島根県ホームページの各種申請手続きページ内の「納付方法」に掲載されているURLをクリック、「しまね電子申請サービス」にアクセスする

例：薬局開設許可新規申請



2. 窓口でのキャッシュレス端末による納付

・申請窓口(保健所または薬事衛生課)で以下のいずれかにより納付

① クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、American_Express、Diners_Club

② コード決済

PayPay、楽天ペイ、d払い、auPAY、メルペイ、ゆうちょPay、WechatPay、Alipay+(中国本土)、Alipay+(中国本土以外)

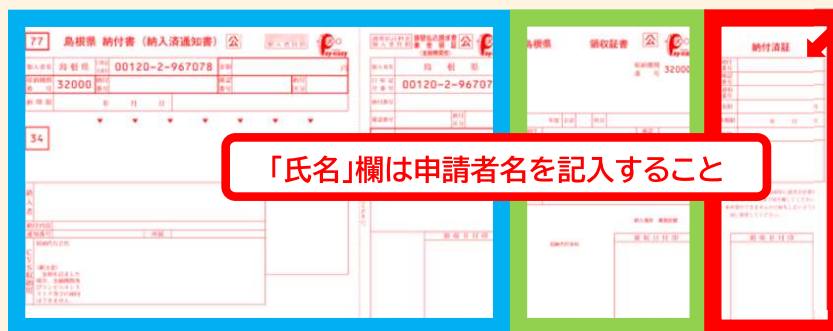
③ 電子マネー

- ・交通系電子マネー(Suica、PASMO、ICOCA、Kitaca、manaca、toica、nimoca、SUGOCA、はやかけん)
- ・商用系電子マネー(WAON、nanaco、Edy、iD、QUICPay)



3. 銀行やコンビニでの納付書による現金納付

- ・納付書は申請窓口(保健所または薬事衛生課)にて直接交付、若しくは郵送により交付
- ・納付書を使用して、金融機関窓口やコンビニで現金により納付
- ・金融機関窓口やコンビニで現金納付した後、領収印が押印された納付済証を申請書等と一緒に申請窓口(保健所または薬事衛生課)に提出



「氏名」欄は申請者名を記入すること

金融機関・コンビニが保管

申請者が保管

提出部分



< 郵送により納付書の交付を希望する場合 >

- ① 封筒の表面に「〇〇納付書請求」と朱書きし、封筒の裏面に「住所」、「氏名」を記入
(例: 薬局開設許可申請の場合: 「薬局開設許可申請納付書請求」と朱書き)
- ② 返信用封筒(返信先を明記して切手※を貼った定形外封筒)を同封
※納付書4枚までは140円。5~12枚は180円。13枚以上は要問合せ。
- ③ 申請者の「住所」、「氏名」、「連絡先電話番号」、「担当者名」、「手続き名」、「手数料」、及び「納付書必要枚数」を記載した書類(任意様式)を同封
- ④ 書類提出先の保健所または薬事衛生課へ郵送で請求
〔納付書請求先〕 ※申請書等書類提出先へ請求すること

納付書請求先	郵便番号	所在地	薬事関係TEL	営業関係TEL	食品関係TEL
雲南保健所 衛生指導課	699-1396	雲南市木次町里方531-1	0854-42-9515	0854-42-9515	0854-42-9667
出雲保健所 衛生指導課	693-0021	出雲市塩冶町223-1	0853-21-1185	0853-21-1185	0853-21-1185
県央保健所 衛生指導課	694-0041	大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9840	0854-84-9841	0854-84-9805
浜田保健所 衛生指導課	697-0041	浜田市片庭町254	0855-29-5575	0855-29-5557	0855-29-5561
益田保健所 衛生指導課	698-0007	益田市昭和町13-1	0856-31-9557	0856-31-9557	0856-31-9551
隠岐保健所 環境衛生課	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9714	08512-2-9715	08512-2-9715
島根県庁 薬事衛生課	690-8501	松江市殿町1番地	0852-22-5259	0852-22-5264	0852-22-5264

【問合せ先】 島根県健康福祉部薬事衛生課 (受付時間: 平日 9:00~17:00)
TEL: 0852-22-5259、5264 FAX: 0852-22-6041